

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		印鑑登録証明書の交付		
根拠例規及び条項		多治見市印鑑条例(昭和 53 年条例第 27 号)第 13 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 市民課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市印鑑条例第 14 条		
	基 準	1 印鑑登録証を添えて書面（印鑑登録証明書請求書）により申請する。 2 印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し申請を確認する。		
	設定年月日	平成 16 年 3 月 18 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 秒程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分期間 30 秒程度		
	設定年月日	平成 16 年 3 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				